#### 大口町子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭等の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する大口町子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大口町とする。ただし、町長が必要と認めるときは、 事業の全部又は一部を適切な運営が確保できると認める社会福祉法人等(以下 「事業者」という。)に委託することができる。

(事業の内容)

- 第3条 訪問支援員を対象世帯の居宅に派遣し、次の支援を行う。ただし、病児及び病後児の世話並びに感染症患者のいる居宅における支援は行わない。
  - (1) 家事支援
    - ア 調理及び食事の支援
    - イ 衣類の洗濯及び補修
    - ウ 住宅の清掃及び整理整頓
    - エ 生活必需品の買い物
    - オ その他日常的な家事に関して特に必要と認められるもの
  - (2) 育児支援
    - ア 授乳・食事の補助
    - イ おむつ交換・排せつの介助
    - ウ 入浴(もく浴)の補助
    - エ その他日常的な育児に関して特に必要と認められるもの

(対象家庭)

第4条 事業の対象家庭は、町内に住所を有する世帯のうち、18歳未満の子ども

- (以下「児童」という。)を養育し、かつ次の各号の要件のいずれにも該当する家庭とする。
- (1) 次のいずれかに該当し、児童の生活環境の改善を図るために、町長が訪問による支援が必要と認める家庭
  - ア 保護者に監護させることが不適当であると認められる児童のいる家庭及び それに該当するおそれのある家庭
  - イ 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、児童が保護者代 わりに日常的かつ長期的に家事や家族の世話等を担っている家庭等、支援が 必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
  - ウ その他、町長が特に必要があると認める家庭
- (2) 介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度(以下「公的制度」という。)による家事・育児支援が利用対象外の家庭又は公的制度では第2条の目的が達成できない家庭、又は公的制度利用開始までの間に一時的な支援が必要な家庭(対象家庭の把握)
- 第5条 事業の対象家庭は、健康福祉部こども課において関わっている家庭の情報 又は児童に関する関係機関等からの情報提供・相談等により把握するものとする。 (訪問支援員)
- 第6条 事業を行う訪問支援員は、次の各号の要件をいずれも満たす者とする。
  - (1) 次のいずれかに該当する者
    - ア 介護福祉士、看護師又は保育士
    - イ 介護職員実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、介護職員基礎研 修修了者又は訪問介護員養成研修1級若しくは2級修了者
    - ウ 障害者居宅介護職員初任者研修修了者、障害者居宅介護従業者養成研修 1 級又は2級修了者
    - エ 子育て支援員研修修了者
    - オ その他町長が認める者
  - (2) 次のいずれにも該当しない者
    - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが

なくなるまでの者

- イ 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護に関する法律(平成11年法律第52号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74令)第35条の5各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童虐待等を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者
- 2 訪問支援員は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報の適切な管理や守秘 義務等について適切な研修等を受けるものとする。

(利用の申請)

第7条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、大口町子育て世帯訪問支援事業利用申請書(様式第1)を利用日の7日前(大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)に規定する休日は、日数に含まない。)までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、利用開始までに提出することができる。

(利用の決定等)

- 第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、大口町子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書(様式第2)又は大口町子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書(様式第3)により、結果を申請者に通知する。
- 2 町長は、第4条に規定する要件に該当しなくなったとき、又は町長が不適当と 認めるときは当該利用を取り消すことができる。なお、当該利用を取り消す場合 は、大口町子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書(様式第4)により通知する ものとする。
- 3 町長は、事業の利用を承諾したときは、大口町子育て世帯訪問支援事業計画書 (様式第5)により、事業者に対し、申請者に関する必要な情報を提供する。 (利用時間及び期間等)

第9条 事業を利用できる時間は、午前8時から午後6時までとし、1日あたり2時間まで、1週間あたり概ね3日までとする。ただし、緊急かつやむを得ない事由があると町長が認める場合は、この限りではない。

(報告)

第10条 事業者は、事業を実施したときは、速やかにその内容等を大口町子育て 世帯訪問支援事業実施報告書兼委託料請求書(様式第6)によりこども課へ報告 するものとする。

(利用者負担額)

第11条 事業の利用者負担額は、無料とする。

(個人情報の取扱い等)

- 第12条 本事業に関して取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する 法律(平成15年法律第57号)及び大口町個人情報の保護に関する法律施行条 例(令和4年大口町条例第38号)を遵守するものとする。
- 2 事業者は、事業の実施に際して知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、町長が別に 定める。

附 則(令和6年3月28日 大口町告示第38号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和6年12月24日 大口町告示第130号)

(施行期日)

1 この要綱は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行の 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行後にした行為に対して、他の要綱の規定によりなお従前の例に よることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要

綱の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の要綱の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の要綱の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

### 大口町子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

大口町長 様

申請者 住所 氏名 電話

大口町子育て世帯訪問支援事業(育児・家事援助)の利用を申請します。なお、子育て 世帯訪問支援事業の利用について必要な情報を、各関係機関に提供することに同意します。

利用者	氏名	1				月日	年		月		日	性別	
者	住所	ŕ							電	話			
		氏	完 名		続柄		生年	月日	•	性	別	備	考
同民													
居の家族状													
族狀													
況													
<b></b>	時期	時期	年	月	日かり	ò	年	月		日ま、	で		
111 <del>I</del>	. r. 1 <u>7.</u> 31	時間	時	分から	5	庤	分ま	で	回数	汝	月•	週	口
申請理由													
			事援助			<b></b> 見援		(3) 7	その他				
× +=			里及び食事			· 授	_						
希望	内容		頁の洗濯及 との清掃及	<ul><li>・おむつ交換、排せつの介助</li><li>・入浴(もく浴)の補助</li></ul>									
			らい何かみ ち必需品 <i>の</i>	巨识									
備	考												

 第
 号

 年
 月

 日

様

大口町長

### 大口町子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大口町子育て世帯訪問支援事業(育児・家事援助) の利用については、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

者     住所       支援内容       利用期間     年月日から年月日まで時分から時分まで       備考	利用者	氏	名		生年月	日	年	月	日	性別	
年 月 日から 年 月 日まで 時 分から 時 分まで		住	所								
利用期間 時 分から 時 分まで	支	援内	容								
備考	利	用期	間						日まっ	C	
	備	考									

様式第3(第8条関係)

第 号年 月 日

様

大口町長

大口町子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった大口町子育て世帯訪問支援事業(育児・家事援助) の利用については、下記のとおり不承認と決定しましたので、通知します。

記

≪不承認となった理由≫

第 号

年 月 日

様

大口町長

### 大口町子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

年 月 日付けで申請のあった大口町子育て世帯訪問支援事業(育児・家事援助) の利用については、下記のとおり利用を取り消すこととしましたので、通知します。

記

- 1 取消年月日 年 月 日
- 2 取消理由

# 大口町子育て世帯訪問支援事業計画書

	利用	者名							策定	年月	日		年	月	日		
	住	所							連絡先	:				(続村	丙: )		
対	続	続 柄 氏 名					性別	2	生年月日	,	年	齢	罪	微業等			
象																	
家																	
庭																	
訪問	 	事業原											<u> </u>				
	(1)	呆護者	· (こ)														
	に該当するおそれのある家庭																
実	度 (2)食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭、児童が保護者代											者代え	つり				
施	l	こ日常	的	かつ長其	期的に家	で事や	家族の	世話等	等を担っ	てい	る家	を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	等、支援	が必要	更と		
事	Ē	認めら	れる	る児童の	いる家	(庭及	びそれ	に該	当するお	それ	のあ	うる	家庭				
由		-	町長が特	寺に必要	見があ	める	家庭										
	【特	記事	項	]													
訪問	問支援	目的															
具体的			家	事援助	(									•	)		
支援内容			育	児援助	(										)		
支援予定期間					年	月	日か	35	Ź	F	月		日まで				
		1		年	J.	日			時		分	~	時	分			
		2		年	J.	日			時		分	~	時	分			
3	具体的 実施日時		3		年	J.	日			時		分	~	時	分		
		•	4		年	J.	日			時		分	~	時	分		
			5		年	J.	月			時		分	~	時	分		

## 大口町子育て世帯訪問支援事業実施報告書兼委託料請求書

年 月 日

大口町長 様

事業者所在地名称代表者

利月	用者氏名				訪問支援 び責任											
		支援内容							支援時間等							
	<u> </u>	<b>美</b> 年月日				<b>又</b> 1/2	攵ľ	14		開始		終了		時間	支援	員名
1		年	月	日						:		:		時間		
2		年	月	日					:			:		時間		
3		月	日					:			:		時間			
4		月	日						:		:		時間			
5		月	日						:	:			時間			
6		月	日					:		:		時間				
7		年	月	日						:		:		時間		
8		年 月 日						:			:		時間			
9		年 月 日							:			:		時間		
10		年	月	日						:		:		時間		
請求金額					円	内	<u>{</u>	計支援時	間	:	時	時間/			F	円
1月~	<b>八</b> 亚识				门	訳	攰	延べ件数:		件/		Р				
L-	金融機関名		名				支店名									
振込先	預金	種別		普通・当座			F	座番号								
先	口座名									信	権者	番号				